

令和3年3月26日

令和3年登米市議会定例会
3月特別議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第2号	登米市議会会議規則の一部を改正する規則について	3

発議第 2 号

登米市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 26 日

登米市議会議長 及 川 昌 憲 様

提出者 議会運営委員会
委員長 中 澤 宏

(提出の理由)

女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」について明文化することによる規則の一部を改正するもの。

また、デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している国の方針を踏まえ、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改め、これに併せ請願者が法人の場合の条文について、規定の整備をおこなうことから規則の一部を改正するもの。

(別紙)

登米市議会会議規則の一部を改正する規則

登米市議会会議規則（平成 17 年登米市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 93 条の見出しを「（欠席等の届出）」に改め、同条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 141 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。